

## 付帯メニュー定義書【ずっともバック割】

付帯メニュー定義書【ずっともバック割】（以下「ずっともバック割の定義書」といいます。）は、マンションをはじめとする集合住宅の共用部にて電気をご使用のお客さま向けに、当社の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

### 1 実施期日

ずっともバック割の定義書は、2023 年4 月1 日より実施します。

### 2 定義

次の言葉は、ずっともバック割の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、ずっともバック割の定義書においても同様の意味で使用します。

#### (1) 割引実施判定日

ずっともバック割が付帯するそれぞれの電気料金メニューの適用開始日および3（適用条件）②の各契約の名義を一致させた日のうち、いずれか後に到来する日

### 3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを当社が承諾し、所定の手続きを完了した場合に、ずっともバック割の定義書で定める付帯メニュー（以下「ずっともバック割」といいます。）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまの電気の使用用途がマンションをはじめとする集合住宅の共用部であること。
- ② お客さまが、同一の需要場所かつ同一の建物において、電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューによる契約と動力をご使用のお客さま向けメニューによる契約を締結していること。
- ③ ②の各契約の契約名義が同一であること。

### 4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、ずっともバック割が付帯する電気料金メニューの基本料金（1 か月の間まったく電気を使用しない時に、基本料金が半額となる電気料金メニューで、当該条件に該当する場合には、その半額）から、申込書に記載の割引金額（以下「割引金額」といいます。）を毎月割引します。また、他の付帯メニューにより、ずっともバック割が付帯する電気料金メニューの基本料金が割引されている場合には、その割引後の基本料金から割引金額を割引します。なお、割引金額は少数点以下の端数を切り下げます。

### 5 日割計算時の割引内容

電気需給約款18（日割計算）（1）①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4（割引内容）記載の割引金額×（日割対象日数÷30）

### 6 適用開始日

(1) ずっともバック割の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。

割引実施判定日以降かつ3（適用条件）に定める当社の承諾および所定の手続きの完了日の直後の電気計量日または検針日。

(2) 当社がずっともバック割の定義書の申込を承諾する前、または所定の手続きを完了する前に契約電力等や電気料金メニューおよび付帯メニューの変更等を承諾している場合は、（1）に定める適用開始日より後に到来する電気計量日または検針日をずっともバック割の適用開始日とする場合があります。

### 7 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、ずっともバック割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 両方の契約を同時に解約する場合

電気需給約款31（お客さまからの電気需給契約の解約）または32（当社からの電気需給契約の解約等）による解約日。

(2) 一方の契約を解約する場合

① 解約する契約に適用する電気料金メニューに付帯するずっともバック割の適用廃止日。

（1）に定める適用廃止日。

② もう一方の契約に適用する電気料金メニューに付帯するずっともバック割の適用廃止日。

解約する契約の解約日直後の電気の計量日ともう一方の契約の解約日のうち、いずれか先に到来する日。

(3) (1) または (2) 以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日。

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に、両方もしくは一方の契約を解約した場合は、（1）または（2）に準じます。

### 8 ずっともバック割の定義書の変更および廃止

(1) 当社は、ずっともバック割の定義書を変更する場合には、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）もしくは（3）に準じます。

(2) 当社は、ずっともバック割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) ずっともバック割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。